

## 第 5 回理事会

日 時：令和 6 年 12 月 6 日（金）16：00～18：15

場 所：オフィス東京 3 階 T3 会議室

出席者：（理事長）友 雅司，（理事）阿部雅紀，

猪阪善隆，繪本正憲，酒井 謙，小川智也，  
菅野義彦，菊地 勘，倉賀野隆裕，小岩文彦，

後藤順一，鶴屋和彦，長沼俊秀，中野敏昭，

西尾妙織，花房規男，林 香，平和伸仁，

深澤瑞也，正木崇生，米田龍生，脇野 修

（監事）内田潤次，小川哲也，齋藤 満

（幹事）常喜信彦（第 69 回幹事），

坂口悠介（第 70 回幹事）

（事務局）坂入幸雄，小島吉晴

最初に，友 雅司理事長からご急逝された名誉会員 2 名へ黙とうをささげたいとの発言があり，全員で黙とうをささげた。

名誉会員 中元秀友

名誉会員 深川雅史

議事に先立ち，友 雅司理事長から挨拶があり，以下の議事が進められた。

## 議 事

### 1. 議事録署名人の選出

友 雅司理事長から，内田潤次，小川哲也，齋藤満の各監事が議事録署名人として指名され，全会一致で承認され，議事録作成人として常喜信彦，坂口悠介の各幹事が指名され，全会一致で承認された。

### 2. 入退会に関する件

倉賀野隆裕総務委員長から，2024 年 8 月 3 日～2024 年 12 月 6 日までの入会，退会，復会の申込数について説明があった。

正会員入会申込 82 名，退会 61 名，休会 6 名，復会 2 名，施設会員入会 9 施設，退会 8 施設，その結果，2024 年 12 月 6 日現在の会員数は，正会員 14,231 名（休会 134 名），施設会員 4,177 施設，賛助会員 55 団体であることが報告され，全会一致で承認された。

### 3. 幹事の推薦に関する件

友 雅司理事長から，次のとおり説明があり，全会一致で承認された。

次期幹事候補者 名波正義 兵庫医科大学

4. 第 70 回学術集会・総会の予算（案）に関する件  
猪阪善隆第 70 回会長から説明があり，全会一致で承

認された。

また，猪阪善隆第 70 回会長から，第 70 回学術集会・総会の危機管理委員会（災害対策小委員会）企画について説明があり，全会一致で承認された。

5. 第 71 回学術集会・総会の予算（案）に関する件  
倉賀野隆裕第 71 回会長から説明があり，全会一致で承認された。

6. 第 72 回学術集会・総会の予算（案）に関する件  
脇野 修第 72 回会長から，第 72 回学術集会・総会の開催時期及び日程に関し 5 月 27 日に総会，28 日から 30 日の間学術集会として，5 月開催とさせていただきたいとの説明があり，審議の結果全会一致で承認された。引き続き，予算についての説明があり，全会一致で承認された。

7. 第 73 回（2028 年）次次次期会長選出に関する件  
友 雅司理事長から，第 73 回学術集会・総会会長の選出について，第 7 回評議員に周知するとの説明があり，全会一致で承認された。

8. 2025 年度事業計画，概算要求及び 2024 年度事業報告の作成に関する件

友 雅司理事長から，各常置委員長宛に依頼する 2025 年度事業計画書，2025 年度事業計画に伴う概算要求書及び 2024 年度事業報告書の作成依頼について説明があり，全会一致で承認された。

9. 2024 年度当初予算の誤謬修正に関する件及び補正予算（案）に関する件

1) 2024 年度当初予算の誤謬修正に関する件

花房規男財務委員長から説明があり，全会一致で承認された。

2) 2024 年度補正予算に関する件

花房規男財務委員長から，2024 年度補正予算について各委員会からの要求内容および補正後の正味財産増減予算書について説明があり，全会一致で承認された。

10. 特定資産から流動資産への一部繰入（案）に関する件

脇野 修学術委員長から，コメディカルスタッフ研究助成資金の残額が少額となったため，特定資産から流動資産に資金を一部繰り入れし運転資金としたいとの説明があり，全会一致で承認された。

11. 規則等の制定に関する件（後記 4 頁）

1) 日本透析医学会会員の懲罰に関する規則（案）について

倉賀野隆裕総務委員長から説明があり，一部字句の修正と附則の規定を削除することで，全会一致で承認

された。

## 12. 規則等の一部改正に関する件（後記6頁）

### 1) 一般社団法人日本透析医学会が発行する会誌等に掲載されている著作物の転載等利用料金規程の一部改正（案）について

阿部雅紀編集委員長から説明があり，全会一致で承認された。

### 2) 日本透析医学会専門医制度規則の一部改正（案）について

酒井 謙専門医制度委員長から説明があり，全会一致で承認された。

### 3) 日本透析医学会専門医制度規則施行細則の一部改正（案）について

酒井 謙専門医制度委員長から説明があり，全会一致で承認された。

### 4) 日本透析医学会評議員選出規則の一部改正（案）について

米田龍生評議員選出委員長から説明があり，全会一致で承認された。

## 13. 「台湾，韓国，本学会3学会シンポジウム推進小委員会」に関する件

友 雅司理事長から，本小委員会は学術集会大会長が中心となって企画していることから，現在の委員会の委員の構成に大会長を含め再編したいとの説明があり，全会一致で承認された。

## 14. 編集委員会 和文誌編集委員会関係

### 1) 学術委員会 ウロキナーゼ供給困難下におけるVA血栓性閉塞に対する代替医薬品の検討に関するワーキンググループ報告に関する件

小川智也和文誌編集委員長から，本委員会報告を学会誌に掲載したいとの説明があり，全会一致で承認された。

### 15. 学術委員会 慢性腎臓病に伴う骨・ミネラル代謝異常の診療ガイドライン改訂ワーキンググループ関係

#### 1) 慢性腎臓病に伴う骨・ミネラル代謝異常の診療ガイドライン（2025年改訂版）（案）に関する件

脇野 修学術委員長から説明があり，審議の結果，全会一致で承認された。

#### 2) Green Dialysisの委員会に関する件

脇野 修学術委員長から説明があり，委員会名称は「Green Dialysisに関する検討委員会」，委員長には脇野修学術委員長とすることで，全会一致で承認された。

#### 3) MDBガイドラインの検証委員会に関する件

脇野 修学術委員長から，資料に基づき説明があり，全会一致で承認された。

## 4) グループ長の交代等に関する件

友 雅司理事長から説明があり，審議の結果，全会一致で承認された。

委員長 深川雅史

後任 委員長 脇野 修

顧問 脇野 修 委嘱解除

また，友 雅司理事長から，JRDRの検証委員会の設置について提案があり，全会一致で承認された。

## 16. 学術委員会 末期腎不全患者の緩和医療・ケアに関する提言作成委員会に関する件

### 1) 委員会名称の変更に関する件

委員会名称を以下のように改める。

「末期腎不全患者の緩和ケア提言作成委員会」

### 2) 研究協力者の追加に関する件

山内英樹（東京情報大学）

### 3) 学会推薦委員の交代について

（日本腎代替療法医療専門職推進協会推薦）

中元秀友から

後任（日本腎代替療法医療専門職推進協会推薦）

酒井 謙

酒井 謙末期腎不全患者の緩和医療・ケアに関する提言作成委員長から，上記1)，2)，3)について説明があり，全会一致で承認された。

## 17. 専門医制度委員会関係

### 1) 令和6年度第35回専門医認定試験結果に関する件

酒井 謙専門医制度委員長から説明があり，全会一致で承認された。

### 2) 認定施設・教育関連施設の新規認定，更新に関する件

酒井 謙専門医制度委員長から，第35回認定施設・教育関連施設の新規申請および令和6年度認定施設・教育関連施設の更新認定について説明があり，全会一致で承認された。

#### (1) 令和6年度第35回認定施設・教育関連施設の新規認定

	認定施設	教育関連施設	合計
申請施設数	22	60	82
不適格施設数	0	0	0
適格施設数	22	60	82

#### (2) 令和6年度認定施設・教育関連施設の更新認定

	認定施設	教育関連施設	合計
更新対象施設数	74	127	201
更新申請施設数	70	110	180
更新辞退施設数	0	9	9
更新認定施設数	70	110	180
認定区分変更予定施設数	4	8	12

3) 専門医の認定・更新に関する専門研修中における特定の理由のある場合の措置について

酒井 謙専門医制度委員長から説明があり，全会一致で承認された。

18. 第71回（2026年）学術集会・総会に関する件

倉賀野隆裕第71回学術集会・総会会長から，会期は，2026年6月19日から21日までの3日間，会場は神戸コンベンションセンターで開催する予定であるとの報告があった。

19. 第33回日本心血管インターベンション治療学会；CVIT2025学術集会合同セッション開催について

友 雅司理事長から説明があり，全会一致で承認された。

20. 学術集会・総会時における通常総会開催に伴う通告について

事務局から説明があり，全会一致で承認された。なお，回答方法については，グーグルフォームを利用した回答方法などを検討することとなった。

# 日本透析医学会会員の懲罰に関する規則（案）

令和 年 月 日理事会制定

（目的）

- 第1条 本規則は、一般社団法人日本透析医学会（以下「本学会」という。）の会員の懲罰に関し必要な事項を定め、手続きが公正かつ迅速に処理されるとともに、本学会の秩序を維持し、かつ本学会の社会的信用及び名誉を保持することを目的とする。
- 2 本規則の適用にあたっては、会員の学術活動の萎縮を招くことのないよう十分配慮しなければならない。

（懲罰の種類等）

第2条 本学会が会員に課す懲罰処分は、懲罰の軽いものから順に、以下の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 戒告  
該当する会員に対し、口頭にて会員としての活動を戒めることをいう。
  - (2) 訓告  
該当する会員に対し、文書にて会員としての活動の在り方を戒めることをいう。
  - (3) 譴責  
該当する会員に始末書を提出させ、会員としての活動の在り方を戒めることをいう。
  - (4) 認定資格・会員資格の停止  
該当する会員に対して認定資格又は会員資格を一定期間停止し、もって、その活動の在り方を戒めることをいう。
  - (5) 除名  
一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第30条の定めにより、該当する会員の本学会における資格をなくすることをいう。
- 2 前項第4号の認定資格の停止を受けた会員が、停止期間中に認定資格の更新をむかえた時に、認定資格の更新を希望する者は、停止期間が解除された翌日から起算して1年以内に認定資格の更新をすることができる。停止期間中は、認定資格を呼称することができない。
- 3 第1項第4号の会員資格停止中に退会した会員は、本学会へ再入会することはできない。

（処分の対象）

第3条 理事長は、次の各号に掲げる非違行為をなし、会員を、調査委員会に調査させた上で、理事会の議決に基づき、第2条に定める懲罰処分の対象とすることができる。

- (1) 会員としての社会モラルや品位にかける行為
  - (2) 反社会的な行為または刑罰法令に触れる行為
  - (3) その他、前各号に準ずる非違行為であると本学会が判断した行為
- 2 理事長は、前項に該当する疑いのある会員（以下「当該会員」という。）の存在が判明した時は、速やかに次条に定める調査委員会へ付議しなければならない。

（調査委員会の設置）

第4条 調査委員会は、理事長が招集する。

- 2 調査委員会は、男性及び女性の5名以上の委員をもって構成する。委員においては、外部有識者（弁護士等）を加えることができる。
- 3 調査委員は、正会員の中から、常任理事、総務委員会委員長及び倫理委員会委員長の協議により選任する。
- 4 調査委員会の議事及び審査は、公開しない。

(処分の決定)

- 第5条 調査委員会は、当該会員がなした行為について、必要に応じて関係機関へ照会を行い事実の有無を調査する。
- 2 調査委員会は、当該会員に対し、書面又は面談等の方法をもって本人の弁明及び主張の有無及びその内容を聴取する。
  - 3 調査委員会は、第1項及び前項の結果について、文書をもって理事会へ遅滞なく報告する。
  - 4 理事長は、前項の調査結果に基づき、除名（第2条第1項第5号）の場合を除き、理事会の議決に基づき、第2条第1項各号の中からその一つ又は二つを併せて懲罰処分を決め、本人に通知する。但し、認定資格・会員資格の停止（同条同項同第4号）については、処分決定の理事会の場において、議決前に当該会員に弁明する機会を与えたうえで、理事会で決定する。
  - 5 前項但し書きにより、弁明する機会を与えられた当該会員に対し、当該理事会の1週間前までにその旨を通知する。但し、当該会員が当該理事会に出頭できない場合は、陳述書（証拠などでは立証できないことを立証するために提出する書類をいう。以下同じ。）の提出をもってこれに代えることができる。なお、当該会員が弁明の期日に出頭せず、かつ、陳述書の提出もない場合は、改めて弁明の機会を与えることなく当該理事会において当該会員に対する懲罰処分を決定することができる。
  - 6 理事長は、除名の処分を日本透析医学会定款第26条に定める総会（以下「総会」という。）に諮る場合は、当該会員に対し、当該総会の日から1週間前までにその旨を通知し、かつ、総会の場において決議の前に弁明する機会を与えなければならない。但し、当該会員が当該総会に出頭できない場合は、陳述書の提出をもってこれに代えることができる。

(規則の改正)

第6条 本規則の改正は、理事会の決議による。

附 則

本規則は、令和 年 月 日から施行する。

# 一般社団法人日本透析医学会が発行する会誌等に掲載されている 著作物の転載等利用料金規程

令和2年3月27日 理事会制定

(趣旨)

第1条 この規程は、一般社団法人日本透析医学会が発行する会誌等の転載等許諾に関する規程（以下「転載等許諾規程」という。）第7条の規定に基づき、一般社団法人日本透析医学会（以下「本学会」という。）が発行する日本透析医学会雑誌及び日本透析医学会 Book シリーズ（以下「会誌等」という。）に掲載されている著作物を准営利（商業誌等）又は営利（商用を目的とする販売促進用資料等）を目的として利用する場合の料金について定めるものとする。

(料金)

第2条 転載等許諾規程第3条に規定する目的として転載利用しようとする申請者は、別表に定める料金を本学会に支払うものとする。

(その他)

第3条 本規程を改正する場合は、本学会編集委員会の審議を経て、理事会の承認を得るものとする。

附則 この規程は、令和2年7月1日から施行する。

附則 この規程は、令和2年12月4日から施行する。

## 別表

## 【転載料金】

(税別)

利用種別		准営利 ※1		営利		備考
利用目的		主に学術を目的とする場合 (商業誌等)		商用を目的とする場合 (販売促進用資料等)		
転載する図表の数		図表3点まで	図表4点以上	図表3点まで	図表4点以上	
部 数	10,000部まで	30,000円	40,000円	80,000円 (50,000円)	120,000円 (90,000円)	※2
	10,001部以上	60,000円	80,000円	160,000円 (100,000円)	240,000円 (180,000円)	※2
資料等を上映・公衆送信 (スライド・動画, ウェブ サイト, アプリケーション 利用など) する場合の 転載複写		60,000円	80,000円	160,000円 (100,000円)	240,000円 (180,000円)	※2, 3

※1 准営利に該当する出版物のうち、本学会員が執筆、監修する書籍、論文等への転載は無料とする。(正会員のみ)

※2 営利の欄の( )内の金額は、日本透析医学会賛助会員が利用する場合の料金を示す。

※3 資料等を上映・公衆送信(スライド・動画, ウェブサイト, アプリケーション利用など)する場合の転載複写の利用期間は承認後から1年とする。転載開始より1年を経過し、継続して転載を希望する場合には1年ごとに再申請する必要がある。

※その他:上記にあてはまらないものについては、当該委員会で協議の上、決定する。

『一般社団法人 日本透析医学会専門医制度規則の一部改正（案）新旧対照表』

現 行	改正案
<p style="text-align: center;">日本透析医学会専門医制度規則</p> <p style="text-align: center;">第3章 各小委員会</p> <p>第6条 この専門医制度規則（以下「規則」という）の施行に関して、専門医制度委員会もしくは各小委員会によって決定された事項は、理事会の承認を得て、<u>本学会雑誌およびその他</u>によって会員に公示する。</p> <p>2 各小委員会の議事は公開しない。</p> <p>附則 社団法人日本透析医学会認定医制度規則（平成2年7月7日制定）は廃止する。 この規則は、平成15年6月19日理事会、評議員会で承認 平成16年4月1日から適用する。 この規則は、平成18年4月1日から施行する。 この規則は、平成19年4月1日から施行する。 この規則は、平成21年4月1日から施行する。 この規則は、平成24年4月1日から施行する。 この規則は、平成24年9月3日から施行する。 この規則は、平成25年4月1日から施行する。 この規則は、平成25年6月20日から施行する。 この規則は、平成26年6月12日から施行する。 この規則は、平成27年4月1日から施行する。 この規則は、平成27年12月4日から施行する。 この規則は、平成28年4月1日から施行する。 この規則は、平成29年4月1日から施行する。 この規則は、平成30年4月1日から施行する。 この規則は、平成31年4月1日から施行する。 この規則は、令和2年4月1日から施行する。 2020年度受験申請し適格と判断された者が学会の都合により2021年度に試験を実施し、その試験を受験し合格した者は2021年4月から2022年3月の期間は専門医として認定されたものとみなす。 この規則は、令和2年6月11日から施行する。 この規則は、令和4年4月1日から施行する。 この規則は、令和6年4月1日から施行する。</p>	<p style="text-align: center;">日本透析医学会専門医制度規則</p> <p style="text-align: center;">第3章 各小委員会</p> <p>第6条 この専門医制度規則（以下「規則」という）の施行に関して、専門医制度委員会もしくは各小委員会によって決定された事項は、理事会の承認を得て、<u>本学会ホームページ又は会員専用ページMyWeb、その他</u>によって会員に公示する。</p> <p>2 各小委員会の議事は公開しない。</p> <p>附則 社団法人日本透析医学会認定医制度規則（平成2年7月7日制定）は廃止する。 この規則は、平成15年6月19日理事会、評議員会で承認 平成16年4月1日から適用する。 この規則は、平成18年4月1日から施行する。 この規則は、平成19年4月1日から施行する。 この規則は、平成21年4月1日から施行する。 この規則は、平成24年4月1日から施行する。 この規則は、平成24年9月3日から施行する。 この規則は、平成25年4月1日から施行する。 この規則は、平成25年6月20日から施行する。 この規則は、平成26年6月12日から施行する。 この規則は、平成27年4月1日から施行する。 この規則は、平成27年12月4日から施行する。 この規則は、平成28年4月1日から施行する。 この規則は、平成29年4月1日から施行する。 この規則は、平成30年4月1日から施行する。 この規則は、平成31年4月1日から施行する。 この規則は、令和2年4月1日から施行する。 2020年度受験申請し適格と判断された者が学会の都合により2021年度に試験を実施し、その試験を受験し合格した者は2021年4月から2022年3月の期間は専門医として認定されたものとみなす。 この規則は、令和2年6月11日から施行する。 この規則は、令和4年4月1日から施行する。 この規則は、令和6年4月1日から施行する。 <u>この規則は、令和6年12月 日から施行する。</u></p>

『一般社団法人 日本透析医学会評議員選出規則の一部改正（案）新旧対照表』

現 行	改正案
<p style="text-align: center;">日本透析医学会評議員選出規則</p> <p style="text-align: center;">第1章 総 則</p> <p>第1条 評議員の選出は一般社団法人日本透析医学会定款に定められたことのほかは、この規則による。</p> <p>第2条 評議員は、選挙によって選出される。</p> <p>第3条 選挙は全国統一地区（以下「全国区」という）および次の7地区（以下「地方区」という）に分けて行う。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 北海道・東北地区（北海道、青森、岩手、宮城、秋田、山形、福島）</li> <li>2. 関東地区（東京都を除く）（茨城、栃木、群馬、埼玉、千葉、神奈川）</li> <li>3. 東京地区（東京都）</li> <li>4. 甲信越・北陸・東海地区（新潟、富山、石川、福井、山梨、長野、岐阜、静岡、愛知、三重）</li> <li>5. 近畿地区（滋賀、京都、大阪、兵庫、奈良、和歌山）</li> <li>6. 中国・四国地区（鳥取、島根、岡山、広島、山口、徳島、香川、愛媛、高知）</li> <li>7. 九州・沖縄地区（福岡、佐賀、長崎、熊本、大分、宮崎、鹿児島、沖縄）</li> </ol> <p style="text-align: center;">第2章 評議員選出委員会</p> <p>（構成）</p> <p>第4条 評議員選出委員は次の各項に定める委員よりなり、評議員選出委員会を構成する。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1) 理事長の指名する理事（評議員選出委員会委員長）1名</li> <li>2) 全国区委員3名</li> <li>3) 各地区委員各1名</li> </ol> <p>2 委員の任期は日本透析医学会第17条第1項の規定を準用する。ただし、再任を妨げないが、通算10年をこえることはできない。</p> <p>3 委員に欠員が生じた場合は、理事長は速やかに補充するものとする。その者の任期は前任者の残任期間とする。</p> <p>（職務）</p> <p>第5条 評議員選出委員会は、次に掲げる職務を行う。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1) 評議員選挙の管理</li> <li>2) 評議員選挙の執行に必要な業務</li> </ol>	<p style="text-align: center;">日本透析医学会評議員選出規則</p> <p style="text-align: right;">現行どおり</p>

現 行	改正案
<p style="text-align: center;">第3章 評議員の選出</p> <p>(評議員の定数)</p> <p>第6条 評議員定数は220名とする。その内80名は全国区、140名は地方区より選出する。</p> <p>2 地方区における評議員定数は、選挙のつど当該地区における正会員の数から比例配分により決定する。 この算定は評議員選出委員会が行い、理事会の承認を経て公示する。</p> <p>(選挙の公示)</p> <p>第7条 評議員選出委員会は、選挙が行われる前年の会誌10月号に選挙に関する公示を行うとともに、10月下旬に電子公告を行わなければならない。</p> <p>(選挙権)</p> <p>第8条 選挙権は、選挙が行われる前年の10月1日現在の正会員とする。</p> <p>2 有権者の所属地区は、選挙が行われる前年の10月1日現在の勤務地とする。ただし、勤務していない者は居住地とする。</p> <p>(有権者名簿)</p> <p>第9条 評議員選出委員会は、選挙の行われる前年の10月1日現在の有権者名簿を、会誌10月号に公示するとともに、10月下旬に電子公告を行わなければならない。</p> <p>2 有権者は、有権者名簿に脱漏、誤記を認めるときは、選挙の行われる前年の11月20日までに、評議員選出委員会に異議を申し立てることができる。</p> <p>3 評議員選出委員会が異議の申し立てを認めるときは、有権者名簿の訂正を行い、これを必要な範囲において有権者に公示しなければならない。</p> <p>(被選挙権)</p> <p>第10条 被選挙人は、選挙が行われる前年の10月1日現在の正会員で、評議員選出委員会に全国区あるいは地方区の評議員として立候補し、受理された会員とする。</p> <p>2 任期満了の年の4月1日までに満65歳に達する者は次期被選挙者になることはできない。</p> <p>(立候補の届出及び辞退)</p> <p>第11条 立候補しようとする者は、選挙の行われる前年の11月20日までに、所定の用紙で評議員選出委員会に届け出なければならない。</p> <p>2 立候補しようとする者は、全国区あるいは地方</p>	<p style="text-align: center;">現行どおり</p> <p>(選挙の公示)</p> <p>第7条 評議員選出委員会は、選挙が行われる前年の10月下旬に、<u>電子公告により選挙に関する公示を行わなければならない。</u></p> <p style="text-align: center;">現行どおり</p> <p>(有権者名簿)</p> <p>第9条 評議員選出委員会は、選挙の行われる前年の10月1日現在の有権者名簿を、10月下旬に電子公告による<u>公示を行わなければならない。</u></p> <p style="text-align: center;">現行どおり</p>

現 行	改正案
<p>区のどちらか一方を明記し、両区に立候補することはできない。また、地方区の2つ以上に立候補することはできない。</p> <p>3 地方区に立候補しようとする者は、当該区に勤務する者でなければならない。ただし、勤務していない者は居住地とする。</p> <p>4 候補者であることを辞退する場合は、選挙の行われる前年の12月1日までに、自署により立候補辞退届を評議員選出委員会委員長に提出しなければならない。</p> <p>(候補者の公示)</p> <p>第12条 評議員選出委員会は候補者の氏名を、選挙の行われる前年の会誌12月号に公示するとともに、12月下旬に電子公告を行わなければならない。</p> <p>(選挙の期日)</p> <p>第13条 選挙の期日は評議員任期満了の年の2月15日とする。</p> <p>(投票)</p> <p>第14条 有権者は、選出しようとする者の氏名を、評議員選出委員会から郵送された投票用紙に記入して、前条の定める選挙期日までに送付しなければならない。ただし、選挙期日当日の消印があるもの又はこれに準ずるものは有効とする。</p> <p>2 全国区は40名以内、地方区は評議員選出委員会が定めた地方区別の定数の半数以内を記入する。ただし、端数は切り上げる。</p> <p>3 投票は無記名とする。</p> <p>(開票)</p> <p>第15条 評議員選出委員会は選挙期日までに開票立会人若干名を指名する。ただし、開票立会人のうち、1名は法律の専門家を含めなければならない。</p> <p>第16条 開票は評議員選出委員会が開票立会人のもとに、選挙終了後ただちに行わなければならない。</p> <p>(投票の効力)</p> <p>第17条 投票の効力は評議員選出委員会が開票立会人の意見を聞き、決定する。</p> <p>第18条 以下の投票は各項に記載されたごとく処理する。</p> <p>1) 所定の投票用紙以外の投票用紙に記載したものは、すべて無効とする。</p> <p>2) マークシートの記載が不正確なものは無効とする。</p> <p>3) 所定の連記数を超過して記載した場合は、記載事項すべてを無効とする。</p> <p>4) 第13条及び第14条第1項に定めた期日を超えて送付されてきたものは無効とする。</p>	<p>現行どおり</p> <p>(候補者の公示)</p> <p>第12条 評議員選出委員会は候補者の氏名を、選挙の行われる前年の12月下旬に電子公告による公示を行わなければならない。</p> <p>現行どおり</p>

現 行	改正案
<p>(当選者の決定)</p> <p>第19条 当選者の決定は、第3条、第6条に定める全国区、地方区の定数に応じ、有効投票数の多いものから順次当選者とする。</p> <p>2 投票が同数の場合、開票立会人の立会いのもとに委員長が抽選を行い、当選者を定める。</p> <p>第20条 候補者数が定数を超えない場合は、投票を行うことなく候補者を当選者とする。 ただし、欠員は補充しない。</p> <p>第21条 当選者が決定した場合、評議員選出委員会はすみやかに当選者に通知し、また会誌に公示するとともに、電子公告を行わなければならない。 また、会員専用ホームページにおいて、選挙結果情報(有権者数、投票者数、投票総数、有効投票数、白票、無効枚数及び得票率をいう。)並びに立候補者の得票数及び得票率を開示しなければならない。</p> <p>(異議の申し立て)</p> <p>第22条 選挙の効力に関し異議のある選挙者あるいは候補者は、選挙結果発表日より14日以内に文書で評議員選出委員会に対し異議申し立てができる。</p> <p>第23条 選挙に関する不正行為の有無は評議員選出委員会において審議、決定し、理事長に報告する。</p> <p>(当選者の繰上げ、補充)</p> <p>第24条 選挙日より50日以内に、当選者が辞退あるいは会員の資格を失ったときは、次点の者を順次繰上げ当選者とする。</p> <p>(選挙区の変更)</p> <p>第25条 評議員の内、地区別評議員が所属する選挙区を変更したことによって生じた評議員数の減少は補充せず、また増加は増加のままとし、次の選挙で是正する。</p>	<p>現行どおり</p> <p>第21条 当選者が決定した場合、評議員選出委員会はすみやかに当選者に通知し、<u>かつ電子公告により当選者の公示を行わなければならない</u>。また、会員専用ホームページにおいて、選挙結果情報(有権者数、投票者数、投票総数、有効投票数、白票、無効枚数及び得票率をいう。)並びに立候補者の得票数及び得票率を開示しなければならない。</p> <p>現行どおり</p>
<p style="text-align: center;">第4章 補則</p> <p>第26条 本規則は、理事会および総会決議を経て変更することができる。</p>	<p>附則 本規則は令和7年6月 日から施行する。</p>